

# 知っておこう！クーリング・オフ

## ●クーリング・オフって？

訪問販売、電話勧誘販売、キャッチセールス、マルチ商法などで契約をした場合、一定期間内であれば無条件解約できる制度


## ●クーリング・オフできる期間は？

契約書を受け取った日を含めて8日間(マルチ商法などは20日間)

## ●クーリング・オフの方法は？

下記の要領でハガキを書き、販売会社へ郵送します  
クレジット払いのときはクレジット会社にも同様に通知します

【表】

	官製はがき □□□-□□□□
○○県○○市○○町 ○丁目○番○号	
○○株式会社 代表者 様	

【裏】

契約解除通知	
◆契約年月日	平成○年○月○日
◆商品名	○○○○
◆販売会社名	○○株式会社 (担当者名 ○○○)
上記契約を解除します。 なお、支払った金○○○円を返金 して下さい。 商品を至急引き取って下さい。	
平成○年○月○日	
住所	○○○○
氏名	○○○○

- ①電話ではなく必ずハガキなどの書面で行う
- ②契約年月日、商品名、販売会社名、契約を解除する旨を書く  
あなたの住所・氏名も忘れずに！
- ③ハガキを両面コピーする(証拠を残すため)
- ④郵便局の窓口で、簡易書留など「出した日付」の記録が残る  
方法で出し、控えと③のコピーを一緒に保管

## ★商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・  
各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。